

平成 27 年 2 月 5 日に開催した平成 26 年度第 10 回公立大学法人静岡文化芸術大学教育研究審議会の結果は、次のとおりである。

1 学生懲戒規則の制定について（審議）

(1) 趣旨

学生の懲戒については、学則では規定されているが、実際の規則等が整備されていない。そのため、平成 27 年 4 月 1 日から施行される学校教育法施行規則の一部改正に対応するために、学生の懲戒に関する規則を制定する。

(2) 審議結果

提出された案で承認された。

2 文科省公的研究費及び研究不正行為に係るガイドライン改正への対応について（審議）

(1) 趣旨

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に対応するため、本学において公的研究費等の取扱いに関する規程等を制定し、教職員に対するコンプライアンス研修を行う。

(2) 意見

誓約書中の文言は「教員職員」となっているが、「研究員」が含まれないのではないかとの意見があった。

(3) 審議結果

「教員職員」の表記を「教員職員等」に変更することとし、承認された。

3 デザイン研究科デザイン専攻授業科目の一部改正について（審議）

(1) 趣旨

デザイン研究科デザイン専攻授業科目の建築・空間系の科目について平成 27 年度及び平成 28 年度に廃止、追加及び名称変更を行う。

(2) 意見

ユニバーサルデザインという名称を冠した科目の廃止について、質問と意見があった。

(2) 審議結果

提出された案で承認された。

4 平成 27 年度留学生の受入について（報告）

5 春季公開工房の開催について（報告）

6 平成 27 年度「年度計画(案)」に対する意見照会（その他）

7 平成 27 年度教育研究審議会の開催日程一部変更について（その他）

8 平成 27 年度一般選抜の志願状況（その他）